

## 防火対象物件数

項目	対象物の区分	本署	東	鷺別	計
1-イ	劇場、映画館、演劇場又は観覧場	1	7	0	8
1-ロ	公会場又は集会場	35	11	27	73
2-イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	0	0	0	0
2-ロ	遊技場又はダンスホール	3	2	1	6
2-ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0	0	0
2-ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室	0	0	1	1
3-イ	待合、料理店その他これらに類するもの	0	0	0	0
3-ロ	飲食店	26	20	17	63
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	31	18	47	96
5-イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	11	36	14	61
5-ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	254	85	290	629
6-イ(1)	特に防火対策の必要性の高い病院	1	4	1	6
6-イ(2)	特に防火対策の必要性の高い有床診療所	0	0	0	0
6-イ(3)	(1)及び(2)以外の病院、有床診療所、有床助産所	5	3	0	8
6-イ(4)	無床診療所及び無床助産所	8	3	13	24
6-ロ(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等	6	4	3	13
6-ロ(2)	救護施設	0	0	0	0
6-ロ(3)	乳児院	0	0	0	0
6-ロ(4)	障害児入所施設	0	0	0	0
6-ロ(5)	障害者支援施設	1	0	0	1
6-ハ(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム	3	3	4	10
6-ハ(2)	更生施設	0	0	0	0
6-ハ(3)	助産施設、保育所等	4	2	3	9
6-ハ(4)	児童発達支援センター等	3	0	1	4
6-ハ(5)	身体障害者福祉センター等	12	7	3	22
6-ニ	幼稚園又は特別支援学校	2	1	1	4
7	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	19	7	10	36
8	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	2	6	0	8
9-イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	0	0	0	0
9-ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	2	0	0	2
10	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	1	4	1	6
11	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	17	16	11	44
12-イ	工場又は作業場	121	37	45	203
12-ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	0	0	0	0
13-イ	自動車車庫又は駐車場	34	12	13	59
13-ロ	航空機又は回転翼航空機の格納庫	0	0	0	0
14	倉庫	146	54	37	237
15	前各項に該当しない事業場	222	160	99	481
16-イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	66	49	40	155
16-ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	67	26	57	150
計		1,103	577	739	2,419

※対象物件数は昭和50年3月「消防用設備等の設置単位について」を準用